

令和3年度(2021年度)第1回熊本市環境審議会自然環境部会

議事録要旨

1 日 時 令和4年(2022年)1月13日(木曜日)14時00分から16時02分まで

2 場 所 熊本市役所 議会棟2階 議運・理事会室

3 出席者 環境審議会自然環境部会委員(5人)

高宮	正之	部会長	阿部	淳	副会長
川越	保徳	委員	中田	晴彦	委員
澤	克彦	委員			

事務局(4人)

本田	昌浩	環境推進部長	吉田	香織	環境共生課長
田尻	一誠	環境共生課長補佐	橋本	倫子	環境政策課副課長

4 欠席者 なし

5 次第

(1) 開会

事務局挨拶

配布資料の確認

(2) 議題

審議事項 池田二丁目環境保護地区の指定解除について

ア 事前説明

イ 現地視察

ウ 審議

(3) 閉会

6 配布資料

次第

資料 1 池田二丁目環境保護地区の指定解除について

開 会

【事務局挨拶】

本田 環境推進部長 挨拶

【配布資料の確認】

事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第 13 条の準用規定により、同規則第 10 条第 2 項で定めるとおり、当該部会に属する各委員の過半数以上の出席が必要であるが、本日は委員 5 人中 5 名の出席であるため、部会開催の定足数を満たしていることを報告する。

議 題

【審議事項 池田二丁目環境保護地区の指定解除について】

ア 事前説明

高宮 部会長 環境保護地区の解除について、事務局からの説明を求める。

吉田 環境共生課長

(資料 1 について説明)

高宮 部会長 事務局からの説明を受けて、ご意見やご質問はあるか。

川越 委員 法律について環境審議会でも出るので、あえて確認を、法律の建付けがわからないので、教えていただきたいのだが、条例（熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例）があって、規則（熊本市緑地の保全及び緑化に推進に関する条例施行規則）があって、別紙（環境保護地区の指定方針について）の 1 番下のところで、条例第 3 条がまずあって、第 3 条の環境保護地区の要件は抽象的なので、具体的に規則を定める。その規則の中に第 2 条があって、「条例第 3 条に規定する環境保護地区の規模は」と書いてある。別紙の 2 ページ目にいきなり「4 緑地の評価」とか、「5 環境保護地区の指定基準」とか出てくるが、これは一体どういう建付け、位置づけになっているのか、

要は規則第 2 条というものは「規模」についてしか言っていないのに、もし、規則で環境保護地区の「要件」とかであれば、規則を受けて、内部資料（環境保護地区の指定方針について）で定めるのは、まだ少し分かるけど。しかも、環境保護地区の指定、変更及び解除については「市長が定める審議会をもって、市長が定める」と言っておきながら、別途、内規的に定めている環境保護地区の指定基準で判断するというのは、このロジックでいいのかという素朴な疑問である。

吉田 環境共生課長 環境保護地区の指定と解除については土地所有者の意向を聴く必要があり、そして、環境審議会に諮る必要がある。これまでの指定、変更及び解除についてもそのような手続きを行ってきた。当初の指定については審議会にかけるにあたって、当時、緑地がかなりあったと思うが、昭和 58 年、平成元年の調査で、航空写真や地図等からピックアップし、事務局で何らかの評価をして、その評価結果をもとに、審議会では候補地からどこを指定するかという審議が行われたと理解している。

前回の配布資料の規則（熊本市緑地の保全及び緑化に推進に関する条例施行規則）においては、環境保護地区の指定基準が含まれておらず、明確でないため、環境保護地区の指定方針について、環境審議会にも確認の上、平成 15 年に定めており、これ以降は、この指定基準をもとに指定を行ってきた経緯がある。

川越 委員 本来であれば、平成 15 年に整理して、規則の附則等で定めておけばよかったということで、審議会等でも指摘される要素が多分にある。条例や規則に定めがなく、後から、内部資料で指定基準を定めているというのは、後出しじゃんけんのようなので、理論的に整理しておくべきでは。

吉田 環境共生課長 今後、指定基準を規則に入れるべきか、市の法制部門とも確認しながら、きちんとした形に整備していきたいと考えている。

阿部 副会長 資料 1 の 7 ページを見ると、今回審議対象となっている池田二丁目環境保護地区の近くにいくつか第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号と環境保護地区があるが、こちらの植生も、今回の池田二丁目とだいたい同じだとかそういった情報はあるか。

吉田 環境共生課長 今回審議対象となっている池田二丁目環境保護地区は、竹林ではないコジイ等の樹木によって構成されているが、近くにある他の環境保護地区における植生は、竹林が広がっているような状況にある。

環境保護地区の第 4 号、第 7 号、第 8 号については、一部指定解除を経ており、7 ページの地図で、今現在まだ残っているところを緑で着色している。

高宮 部会長 資料 1 の 2 ページの平成 3 年度第 4 回環境審議会でもいただいた主な意見について、1 番目の条文解釈については、よくわからないがそうだろうと。

2 番目については、川越委員が質問されたことだが、指定面積は 2,000 m²以上という基準が実はあって、規則には記されていないとなるとグレーな印象を受けるので、きちんと整理されたい。

3 番目の環境保護地区の変遷については、澤委員、何かご意見はよろしいか。

澤 委員 今後の議論にも通ずるため、丁寧にまとめていただき、お礼を言いたい。このように、いったん過去を振り返ってみることも大切だと思う。

高宮 部会長 では、これから実際に現地を見て、自分たちで確かめたいと思う。現地視察から戻り次第、また審議を続行させていただく。

イ 現地視察 移動・休憩も含め、14 時 30 分から 15 時 45 分まで

ウ 審議

高宮 部会長 現地視察を踏まえて、質疑等あるか。

もともと植生と景観は A、緑量が D という評価で環境保護地区に指定された経緯がある。資料の 7 ページで、他の地域では竹林に変わってしまっているところが随分ある中で、コジイ等が残っているというのは確認できたが、随分センダンなど、後から来ているような植生が随分入ってしまっている印象を受けた。

また、土地所有者たちが保護地区解除の申し出を出されるのであれば、解除はやむを得ないというのが率直な感想である。

澤 委員 今日この場で最終的に解除についての結論を出してもらいたいということなのか。このあとのスケジュール感を確認した方がいいかと。

現地の感想の所感というところでは、資料でまとめられたような、歴史的経緯の中で、指定と解除を繰り返した部分を含め、それをある種余儀なくされた、開発の部分というか、そういった中の一部に位置しているということがその周辺も、墓地や宅地、通学路など生活そのものが密接する中、最近の防災面だとか、そういったところも含めた複合的な視点でとらえていった中で判断する必要があるのでは。

また、解除したから、直ちにあの木たちが切り倒されるのはまた違うかと、また少々扱いにくい土地の形でもあると雑感として受け取ったところだ。おそらく過去は指定されていただろうと思われるような緑被緑地というところが、先ほどご指摘あったように、様々な外からの新しい種だとか竹とかによって、植生が置き換えられている状況も見な

がら、それも少し評価の視点になってくるかと思う。

中田 委員 現地を見て、背景、これまでの経緯から、特に強く反対するというような理由は見当たらないという印象を受けた。

そこで、もしわかれば、先ほど、澤委員から、急に木を切り倒すというわけではないだろうという話だったが、そもそも今回の審議にあたっては、Aさんの制約を受けたくないという解除理由が発端だと思うのだが、Aさんは今後その場所をどういうふうに使っていきたいかということまで事務局は聞かれているのか。

吉田 環境共生課長 Aさんは直ちに売り払おうとかすぐに何かをしようということではないのだが、Aさんご自身が高齢でもあることから、そういう制約をなくして、今後、土地を扱いやすいようにしたいというような意向をお持ちである。

中田 委員 急に大きな開発が始まるとかについては、傾斜の強い土地も一緒になっており、裏がすぐ墓地というのもあるので、なかなか難しいような気はする。先ほど申し上げたとおり、特段、反対する理由は見当たらないような印象を受けた。

川越 委員 ムササビについては、2003年とか2008年とかには見られたが、現在は不明という話だが、これは調査して不明だったのか。

吉田 環境共生課長 特に調査がムササビに特化して調査があったわけではないようなのでそういう意味で不明という形になっている。

川越 委員 では、昔は何か調査をして、ムササビが見つかったのか。

吉田 環境共生課長 ちょうど環境保護地区指定のための緑量の評価をした後に、たまたまなのかわからないが、そういうタイミングで調査が行われて、ムササビがいるという情報もあり、そういうところも、プラスで評価されたというような背景かと思っている。

川越 委員 私も若干というか、いや、はっきり言ってこれに反対しても仕方ないというか、もう初めから答えがわかっていることで、先ほどの論理からいくと、これを自然環境部会や環境審議会が何かを言ったところで、所有者の方がもう解除されたいということであれば、多分それはもうひっくり返せないことだと思う。

逆に、今回のことも踏まえて、むしろ考えないといけないのは、今後どうするのか。今後どうするのかっていうのは、こういうことは今後さらにどんどん出てくるようなこ

とだろうと思うので、そうしたときに今のところ、ずっと昔々から調べられて、14 が 13 か所になる。どんどんこういうケースが増えて、保護地区が減っていくことが想定されるが、それでいいのか。要は、これまでの経緯からするとこうなっている。ほっておくと先ほどの生態系と一緒に、どんどん進むだけなので、再度何かもう 1 回アクションを起こすのかとか、むしろそちらが気になっていて、どうしたいのかと、もうこのままほっといて、もうなくすならどんどんなくせばいいと、最終的にそれがゼロになっても構わないという話なのか、いやそうではなくてという話にしたいのか。むしろ私はそっちの方が気になる。本件に関しては、もう仕方ないと言うしかないのではというのが私の意見だ。

吉田 環境共生課長 今後の取り扱いについては、この環境保護地区自体の在り方についても今後見直すべきかと考えている。たくさんの方がおられるので、その所有者への説明だとか、あとは、市が熊本市の緑地について、どのような緑地を評価して守っていくのかというところをきちんと詰めた上で、制度を変えるのか、縮小して守っていくのかという方向性を今後きちんと出すべきだと考えている。

今の環境保護地区に指定されているところも竹林化したり、ちょっと危険な状態になっているような土砂災害警戒区域になっていたりということも、入っているのも、そういう意味でも、先ほど澤委員からもあったように、防災の視点なども考慮しながら見直しをかけていくべきかと考えている。少し時間をかけて検討するような形になるかと考えている。

阿部 委員 今後といえば、前回の審議会のときお尋ねしたようにやっぱりそういう現行の協力金が額的には少し小さいとか、土地を売ることもできなくなって管理しなくてはならない割に、そんなに大きな額をもらえるわけでもないというところは、本当に見直しを含めて、検討した方がいいと思う。

あと、今回、もし我々が、ルール上は環境保護地区解除を阻止できないけれど、本当は保護地区を残してもら方がいいと答申を出した場合、結局、市長はどうされるのか。その場合は、やっぱり解除を認めるってことで、所有者ご本人たちにはその解除を認めるという結果だけが通達されるのか。

吉田 環境共生課長 はい。解除の方向となったら、解除するという通知を出す形になる。

高宮 委員 先ほどのムササビの話について、それを調べた野生生物を研究されている方と話す機会があり、現在どうか聞いてみたところ、前に見られた場所は、今回の保護地区ではないもう少し南側で、結構金峰山系からムササビは来るらしく、近年は全然調

べていないが、多分たまにそういう流動的になることもあるのではないかという話だった。野生生物の研究されている方に、相談したところ、自治会長などあの辺に住んでおられる方に、もう 1 回お聞きして確認をした方がいいのではとのことで、事務局との打合せのときにもその旨を話していたところだ。

また、それ以上に調査すると言っても、夜にやらなければならないので、簡単ではないと思う。だから、そういう情報があれば、何年くらいまでムササビがいたのかということが分かるのではと思うが。

2003 年の熊本の野生生物研究会が出された前回の資料だが、これ見ると、ムササビの中継地点みたいな感じである。おそらく他の保護地区の 4 号と 2 号の間を結ぶような感じで、この保護地区があるので、ムササビがここを通っていくという意味では多分意味があったと思うが、ムササビがいるかいないかいうことで、変わってくると思う。しかし、面積的には小さいので、ぜひどうしても残さなくてはならないということではないように思う。

川越 委員 ムササビというのは、この木があるからと生息できるというものか。この木があるから、寄るとか、例えば竹林だったら全く無視するとかあるものか。

高宮 委員 横に張る枝が必要なので、おそらく竹林ではムササビは生息できないと思われる。だが、ムササビは、準絶滅危惧種で、絶滅危惧種より絶滅危険度は小さい。

澤 委員 当時、ムササビに関する調査であるとか、取り組みをされている方をよく存じ上げおり、又聞きの話で申し訳ない。科学的な根拠はないのだが、緑の回廊という考え方で、金峰山山系から熊本市内まで飛び地のように繋ぐときのこの梯子の横渡しの役割を小さいながらも、その連携する緑地という形、また、樫・椎などの木の実だとかそれに伴って得る餌となるような小動物とか昆虫類とかっていうところが、小さくても生息することが繋がっていることが、大きく広い面積的にまとまったところだけを評価するのではなく、そういった都市空間における緑地の評価とはもっと多様であっていいといった議論が当時なされていたというのは、耳学問的なところで伺った。そういう意味では大きな議論で今日この場に馴染まないかもしれないけれども、いわゆる環境の保全保護ということを軸足にしたこの規則であるところから、まさに生物多様性という視点で見たときに、どういう在り方が熊本市の中の緑地として、共存する中で、よりふさわしいかっていう議論の中で、検討するというタイミングに来ているのかと。

保護地区を指定してここをしっかりと守ろうという心意気で、ない袖は振れないが、金銭的なところだけではなく、もっと多様な価値がある中で一緒に守るためどうしたらいいのかというところを巻き込んでいくようなルールというか、共に守るという、何か打ち出しがないと、何となくこう「守ってください」、「はい」っていうような上から下の

保全ではもう賄えないのではないかという、そういう問題提起を今回の事案というのは示しているのかと、現ルールの中では、申し出にのっとして、そこは粛々とせざるを得ないが、今後について思うところもあるところで一つの意見として、提案させていただきたい。

高宮 委員 何かご意見や他に付け加えることはないか。
(意見なし)

高宮 委員 それでは審議事項の「池田二丁目環境保護地区の指定解除」については、解除することを了承するということでよろしいか。
(同意)

高宮 委員 なお、自然環境部会から環境審議会への報告文案の作成につきましては、私に一任いただき、今いただいたご意見については附帯意見とし、事務局と調整したうえで、後日各委員にお知らせするということでよろしいか。
(同意)

高宮 部会長 いかがだろうか。他にご意見がなければ、部会での議論は終わりにするというでよろしいか。
(意見なし)

終 了

高宮 部会長 本日予定していた議題も全て終了したので、これを持って令和3年度第1回熊本市環境審議会自然環境部会を閉会する。

以 上